

証券投資信託の繰上償還のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り繰上償還（信託を終了）する予定ですのでお知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称

ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープン
Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）
（愛称：創(そう)☆(せい)紀(き)）

② 繰上償還の理由

当ファンドは平成12年12月27日より運用を開始し、「ニッセイ日本株ニューインダストリーマザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」を通じて日本・米国・欧州等の株式へ分散投資を行ってまいりましたが、その純資産総額は平成13年1月をピークとし減少傾向にあり低迷が続いています。また、平成23年6月末現在、当ファンドの受益権総口数（Aコース・Bコースの合計口数）は約16億口となっており、信託約款第53条に定める繰上償還条項である20億口を下回っております。

そうしたなか、当ファンドの投資対象の一つである「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」の運用会社である「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー」より、現在の運用態勢では当初の運用方針に即した安定的な運用の継続は極めて困難であるとの申し出を受けました。

これを受け、弊社といたしましては、弊社による直接運用も含め当該マザーファンドの運用者変更の検討を行いましたが、現在の資産規模では困難との結論に至り、当ファンドを繰上償還し受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

③ 償還予定日

平成23年11月2日

④ 諸手続き

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、平成23年7月19日から平成23年8月25日までに、当ファンドの委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、平成23年7月19日現在の受益権総口数（Aコース・Bコースの合計口数）の2分の1を超えないときは、平成23年11月2日をもって繰上償還いたします。

繰上償還が行われる場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から当該基準価額に0.3%をかけた額を信託財産留保額として差し引いた額とします。）で、受託会社に対し、平成23年9月1日から平成23年9月20日までの間に、当

該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 23 年 7 月 19 日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社